別表第二十三（第五条第三項関係）〔平成23年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月	法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
		平成22年						平成23年	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成22年8月	昭和25年８月２日から昭和25年９月１日までに生まれた者	円 3,780	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
平成22年9月	昭和25年９月２日から昭和25年10月１日までに生まれた者	7,550	3,780	—	—	—	—	—	—
平成22年10月	昭和25年10月２日から昭和25年11月１日までに生まれた者	11,300	7,550	3,780	—	—	—	—	—
平成22年11月	昭和25年11月２日から昭和25年12月１日までに生まれた者	15,050	11,300	7,550	3,780	—	—	—	—
平成22年12月	昭和25年12月２日から昭和26年１月１日までに生まれた者	18,780	15,050	11,300	7,550	3,780	—	—	—
平成23年1月	昭和26年１月２日から昭和26年２月１日までに生まれた者	22,500	18,780	15,050	11,300	7,550	3,780	—	—
平成23年2月	昭和26年２月２日から昭和26年３月１日までに生まれた者	26,200	22,500	18,780	15,050	11,300	7,550	3,780	—
平成23年3月	昭和26年３月２日から昭和26年４月１日までに生まれた者	29,900	26,200	22,500	18,780	15,050	11,300	7,550	3,780

別表第二十四（第六条第一項関係）〔１年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年４月
前　納　額	4,710円

別表第二十五（第六条第一項関係）〔６月間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年４月から平成22年10月までの月
前　納　額	2,380円

別表第二十六（第六条第二項関係）〔平成23年３月までの期間のすべての付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年										平成23年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前　納　額	円 5,100	円 4,710	円 4,330	円 3,940	円 3,550	円 3,160	円 2,770	円 2,380	円 1,990	円 1,590	円 1,200	円 800	円 400

別表第二十七（第六条第三項関係）〔平成23年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月	法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
		平成22年										平成23年	
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成22年4月	昭和25年４月２日から昭和25年５月１日までに生まれた者	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
平成22年5月	昭和25年５月２日から昭和25年６月１日までに生まれた者	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成22年6月	昭和25年６月２日から昭和25年７月１日までに生まれた者	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成22年7月	昭和25年７月２日から昭和25年８月１日までに生まれた者	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
平成22年8月	昭和25年８月２日から昭和25年９月１日までに生まれた者	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
平成22年9月	昭和25年９月２日から昭和25年10月１日までに生まれた者	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
平成22年10月	昭和25年10月２日から昭和25年11月１日までに生まれた者	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
平成22年11月	昭和25年11月２日から昭和25年12月１日までに生まれた者	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
平成22年12月	昭和25年12月２日から昭和26年１月１日までに生まれた者	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成23年1月	昭和26年１月２日から昭和26年２月１日までに生まれた者	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
平成23年2月	昭和26年２月２日から昭和26年３月１日までに生まれた者	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
平成23年3月	昭和26年３月２日から昭和26年４月１日までに生まれた者	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第二十八（第六条第三項関係）〔平成23年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月	法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
		平成22年										平成23年	
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成20年4月	昭和20年４月２日から昭和20年５月１日までに生まれた者	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —